

意見の概要及び意見に対する市の考え方（考慮した結果及びその理由）

No	意見の概要	意見に対する市の考え方 (考慮した結果及びその理由)
1	<p>第2条第4号に規定する「市民等」に定義している「滞在している者」は日田市自治基本条例に定義する「市民」の範囲からはみ出している。また、日帰りの訪問者や旅行中に通過する者は、万一被害に遭っても条例の適用外ではないか。「滞在している者」を削ってはどうか。</p>	<p>本条例（案）の目的はあくまでも犯罪被害者等に対する支援であり、対象は広くあるべきと考えています。</p> <p>本条例（案）に規定する市民等に係る対象は、第5条に規定する「市民等の責務」及び第10条に規定する「広報及び啓発」となっており、滞在している者に対しても二次的被害への配慮等や啓発活動の対象となるものであること、及び本年4月1日に条例施行した県内自治体の条例の内容との整合性から、「滞在している者」については、そのまま記載しています。</p>
2	<p>経済的支援の具体的な弔慰金などの規定はないが、実施規則又は要綱で定めるといふことか。</p>	<p>経済的支援については、平成30年4月1日付で「日田市犯罪被害者等見舞金支給規則」を施行し、遺族見舞金及び重傷病見舞金を支給できる体制を整えています。</p> <p>※犯罪行為発生時に県内に住所を有している者かつ見舞金申請時に日田市内に住所を有している者に限ります。</p>